

平成 26 年度第 3 四半期保安調査において
実施計画違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第一原子力発電所)

配管未接続部からの多核種除去設備処理水漏えいについて

概要

平成 26 年 12 月 17 日、多核種除去設備処理水を J6 タンクエリアに移送していたが、J5 タンクエリアと J6 タンクエリアの配管が一部接続されておらず、同日午後 3 時頃、当該処理水が漏えいした。当該処理水は堰外に漏えいしたが、当該接続配管の弁を閉じて、漏えいは停止。また、漏えい箇所近傍には排水溝はないため、海への漏えいはないことを確認。なお、モニタリングポスト指示値の有意な変動は確認されていない。

現場確認の結果、漏えいした水は近くの土壤に染みこんでいること、また配管トレンチに溜まっており、その先も土囊により流出が止まっていることを確認したことから、海への流出はないと判断した。漏えい量は移送量と移送時間から約 6 トンと推定。

保安措置 の該当条項等

第 1 編

第 3 条

7 業務の計画及び実施

7.1 業務の計画

実施計画第 4 章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

対応状況

今回の事象は手順書の作成過程において、図面を誤認してしまったことが起因となっているため、今後以下の対策を実施する。

- ・工事実施部署は、配管の接続箇所が明示されている図面を作成して設備運用部署に提示することとし、設備運用部署は、この図面を用いて手順書を作成する。
- また上記対策に加えて、万一手順書が誤っていたとしても漏えいに至らないようにするため、以下の対策も実施する。
- ・工事実施部署は、施工中の配管と運用中の配管を仕切る弁について、設備運用部署で間違えて操作できないよう、弁を閉とした上で施錠管理を行う。
- ・設備運用部署は、今後初めて使用する配管を用いて移送する際には、現場にて当該配管を追い、配管の行き先の確認を行うこととする。

以 上